

府中市告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、市町村等事務を委託したので、同法第24条の2第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

府中市長 高野 律 雄

1 市町村等事務受託事務所の名称及び所在地

- (1) 名称 事業者指導・支援センター
- (2) 所在地 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
新宿第一生命ビルディング18階

2 指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

- (1) 名称 公益財団法人 東京都福祉保健財団
- (2) 所在地 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
新宿第一生命ビルディング18階
- (3) 代表者 理事長 早川 剛生

3 委託開始年月日及び委託終了予定年月日

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託する市町村等事務の内容

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護を行う指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (2) 法第8条第7項に規定する通所介護を行う指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (3) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与を行う指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (4) 法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (5) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を行う指定地域密着型

介護サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務

- (6) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護を行う指定地域密着型介護サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (7) 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う指定地域密着型介護サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (8) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う指定地域密着型介護サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (9) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (10) 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設を運営する施設サービス事業者又は当該指定に係る施設の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (11) 法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与を行う指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (12) 法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (13) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (14) 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は質問若しくは照会する事務
- (15) (1)から(14)までの照会等事務の一部を行った結果に関する報告書類の提出